

釜石労働基準監督署からのお知らせ

平成26年
2月

「心と体の健康なくして安全なし！」

1 ノロウイルスが猛威をふるっています！

学校、病院、老人ホーム、食料品製造等を行なう事業場ではノロウイルス対策を万全に願います。
ノロウイルスに関する基礎知識や感染予防についてまとめた「ノロウイルスに関するQ&A」厚生労働省ホームページをご参照ください。

2 適正な「労務管理」をお願いします！

「ブラック企業」と言われないよう、採用・解雇に関する取扱い、雇用契約、労働条件の明示、労働時間管理、適正な賃金の支払い、賃金不払残業の解消、長時間労働など過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策、等々について、適正な管理を徹底していただくようお願いします。

岩手労働局のHPをご覧ください。

- ☛ http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/riyousha_mokuteki_menu/jigyonushi.html

3 有機溶剤等化学物質の取り扱いを適正に！

胆管がんによる労災問題を受け「洗浄又は払拭の業務において事業者が講ずべき化学物質のばく露防止対策」が改正されました。屋内作業場において液体の化学物質及びその含有物を用いて行う印刷機又は金属類の洗浄（脱脂を含む）又は払拭の業務を対象としています。

- ☛ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei53/dl/anzeneisei53-12.pdf>
- ☛ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei53/dl/anzeneisei53-13.pdf>

使用する化学物質については、「SDS（安全データシート）」の情報を活用するほか、①雇い入れ時、作業内容変更時の教育、②適切な換気の確保、③呼吸用保護具の使用、④保護手袋の使用、⑤引火等の防止、⑥作業方法の改善、⑦使用化学物質の代替、などについて取り組みを進めましょう。

安衛法におけるラベル表示・SDS(安全データシート)についてはこちら

- ☛ <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130813-01.html>

4 労働者の疲労蓄積度チェックを実施していますか！

過重労働による健康障害を防止するため、働く人それぞれの疲労蓄積度を判定するための、労働者本人による自己診断のためのチェックリスト及びご家族により労働者の疲労蓄積度を判定できるチェックリストを作成し、公表しております。それぞれ積極的な健康管理のために活用して下さい。

- ☛ <http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/06/tp0630-1.html>

6 労働災害発生状況

〔平成25年分 平成26年1月27日現在〕

休業4日以上労働災害 100件 [平成24年(確定) 119件]

うち 復旧・復興工事にかかる災害 15件

死亡 1件

釜石監督署管内で、1月13日に建設業で重機作業中の労働者が死亡する災害が発生しました。詳細については現在調査中であり、有資格者による作業であったことは確認されています。

ただし、作業場所の状態による重機作業の危険性の事前検討等の必要性、重機の災害発生時の被害低減措置の認識の確認が必要であったと、考えられます。

有資格者とは、資格の必要な作業は危険であり、十分な事前の対策が必要であると認識している人であると考えなければいけませんし、事業者も資格の必要な作業が安全に行われるよう、作業計画等の策定、計画に基づく作業の確実な実施、作業実態の確認、確認に基づく必要な改善措置の実施等を継続的に実施することが必要です。